

# 『グローバル会計研究』投稿規程

グローバル会計学会編集委員会  
2018年5月7日決定

## 1. 投稿資格

- (1) 本学会の会員
- (2) 本学会の会員以外の者（以下、非会員という）

ただし、非会員である者が投稿するときは、一定の投稿料を徴収するものとします。なお、共同執筆の場合で、執筆者のうち少なくとも1人が本学会の会員であるときには、本学会の会員による投稿とみなします。

## 2. 投稿原稿の種類

日本語または英語で執筆された未刊行の著作であり、他誌に投稿中の著作は除きます。執筆者は、(1) 論文、(2) 翻訳、(3) 書評、(4) その他編集委員会が認めたもの、のいずれかのセッションに投稿してください。

## 3. 字数

「論文」セッションの投稿原稿には、字数制限をもうけません。ただし、『グローバル会計研究』への掲載にあたり、編集委員会が字数を制限することがあります。「翻訳」セッションの投稿原稿は5,000字以内、「書評」セッションの投稿原稿は1,000字以内とします。なお、「その他編集委員会が認めたもの」セッションの投稿原稿については、その都度、編集委員会が定めます。

## 4. 執筆要領の遵守

原稿の投稿に際しては、別に定める「執筆要領」に従って原稿を執筆して下さい。原稿の内容が「執筆要領」に従っていない場合には、編集委員会が執筆者に修正をお願いすることがあります。また、「執筆要領」に準拠するための修正が軽微な場合には、編集委員会が原稿の修正を行うことがあります。

## 5. 査読等

「論文」セッションの投稿原稿については、査読委員による査読意見を参考にして、編集委員会が掲載の可否を決定します。「翻訳」、「書評」および「その他編集委員会が認めたもの」の各セッションの投稿原稿については、査読委員による査読を行わず、審査委員による審査意見を参考にして、編集委員会が掲載の可否を決定します。

## 6. 投稿先

投稿原稿は、随時受け付けます。執筆者は、投稿するセッションを指定し、MS Word ファイルで作成した原稿をメールに添付して次の宛先に送付してください。

### 【原稿送付先】

中央大学商学部 吉田智也研究室内  
グローバル会計学会事務局 (Email: t-yoshid@tamacc.chuo-u.ac.jp)

## 7. 著作権等の取扱い

著作権等の取扱いについては、理事会において次のように決定されました。

- (1) 『グローバル会計研究』に掲載される著作物の著作権は、編集委員会が当該著作物の掲載を決定した時点から、原則として、グローバル会計学会に帰属します。本学会が著作権を有する著作物の著作者は、編集委員会に事前に文書で申し出を行い、許諾を得た上で、著作物を使用することができます。編集委員会は、特段の事由がない限り、これを許諾します。
- (2) 『グローバル会計研究』に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利および利益を侵害するものであるとの申し出があった場合には、当該著作物の著作者が一切の責任を負います。
- (3) 第三者から、グローバル会計学会が著作権を有する著作物の使用要請があった場合には、本学会は、理事会において審議した上で、それを許諾することがあります。なお、著作権の使用許諾に伴う収入は、本学会の会計に組み入れます。

以上

## グローバル会計学会学会賞規程

### 1. 目的

グローバル会計学会学会賞（以下、学会賞）は、本学会が国際会計研究の向上発展に資するため、会員（準会員を除く）の優秀な著書論文を審査選定して、その業績を顕彰することを目的とする。

### 2. 審査すべき著書論文の範囲

学会賞は、本学会大会（および部会）において研究報告し、審査対象年度の本学会機関誌『グローバル会計研究』に掲載された論文および会計学・租税法および関連分野に関する公刊論文、または原則として同年度に発刊された会計学・租税法および関連分野に関する著書を審査の対象とする。

### 3. 審査委員会の構成と選任ならびに役割

審査委員会は、理事中から選任された審査委員長1名および審査委員6名の計7名で構成する。理事改選後の初回新理事会で7名連記の無記名投票により理事中から審査委員7名を選挙し、審査委員長は、審査委員の協議により選任する。審査委員長は必要に応じ1年限りの審査委員を会員中から1名選任し、追加することができる。審査委員会は、2の規定による候補著書論文を審査して、授賞著書論文を選定する。

### 4. 授賞者著書論文の発表

審査委員会は、授賞著書論文を発表し、その執筆者に賞金（1件5万円）を授与すると共に、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

### 5. 審査対象となる著書論文の提出要領

本学会賞の対象となる著書論文は、審査対象年度（審査年度の前年4月1日から翌3月31日までの期間）に発刊または公刊された会計学・租税法および関連分野に関するものとする。この条件に該当する著書論文については、次に掲げる要領に従い審査を請求することができる。審査委員会は、審査請求のあった著書論文に限り審査の対象とする。審査請求は原則として著者によるものとするが、以下の（1）から（4）の要件を満たしていれば、著者以外によることも妨げない。

- (1) 著書7冊または論文の抜き刷りまたはコピー7部を、各年4月30日までに、事務局宛に提出する。
- (2) 著書論文の提出に際しては、著書論文の概要書（以下、概要書という）を7部作成し、添付する。
- (3) 概要書には次の事項について記載し、ワープロで、A4サイズ2枚（上下左右マージン30ミリ、40字×25行、1枚目の先頭5行を用いて次の（4）に記載する事項、本文45行以内）で提出する。
  - (a) 著書論文の内容の輪郭
  - (b) 著者が特に力を入れて解明した点（著書論文の特徴および学界への貢献）
- (4) 概要書には、下記の事項を明記する。
  - (a) 著者名（ふりがな）
  - (b) 所属機関・所属機関における職位
  - (c) 著書名または論文名
  - (d) 出版社または雑誌名
  - (e) 出版年月日または発行年月および巻号
- (5) 事務局は、提出のあった著書論文について（4）の事項について一覧表を作成し、概要書と共に各審査委員宛に遅滞なく送付する。
- (6) 提出された著書は、審査終了後、審査委員に寄贈する。

### 6. 著書論文の重複授賞等

- (1) すでに著書論文で学会賞を受賞した著者の重複授賞は行わない。共著等の場合は、すでに授賞したものを除いた部分について審査請求をすることができる。
- (2) 会計学・租税法および関連分野に関する著書であれば、他の学会と重複して審査請求をすることを妨げない。

#### （附則）

1. この規程は、2018年3月1日から施行する。
2. この規程は、2019年7月4日から改正実施する。